○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等名	保健福祉部 保険年金課 国保第一・第二係
許	認可等名	国民健康保被保険者証の再交付
根	拠 法 令	国民健康保険法
根	拠 条 項	第9条第2項
連	絡 先	(電話 621-5157)
審査基準	基準	国民健康保険法第5条から第7条まで及び国民健康保険法施行規則第7条の規定による。
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(令和元年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (設定しない ものについて はその理由)	総日数 2日※(休日を含む)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)